

令和5年度（公財）北海道スポーツ協会地域スポーツ支援事業助成要項

1. 目的

北海道が生んだ偉大なアスリートであり、地域のスポーツの普及振興を通して、青少年の健全育成にご尽力された、(故)南部忠平氏の意志を受け継ぎ、地方体育・スポーツ協会連絡協議会及び市町村体育・スポーツ協会が実施する、青少年や地域住民及びスポーツ指導者等を対象としたスポーツ振興の事業に予算の範囲内で助成し、道内のスポーツ振興促進を図ることを目的とする。

2. 主催

公益財団法人北海道スポーツ協会

3. 対象事業

(1) 主催団体（下記のいずれかの団体が主催すること）

- ① 管内体育・スポーツ協会連絡協議会
- ② 各市町村体育・スポーツ協会

(2) 対象事業（下記のいずれかに該当する事業であること）

- ① 幼児から青少年向けスポーツ事業等
- ② 高齢者向けのスポーツ事業等
- ③ 幅広い年齢層の地域住民が参加するスポーツ事業等
- ④ スポーツ指導者の資質向上に関する研修会・講習会・スポーツ教室等
- ⑤ その他スポーツ普及・振興に関する事業・研修会・講習会等

(3) 事業実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに事業を完了すること。

4. 事業規模

事業助成総額 120万円 事業採択数 8事業

<令和4年度参考 助成総額 120万円 採択事業数 8事業>

5. 助成額及び内容

(1) 20万円、10万円のいずれかの区分で申請すること。

(2) 助成申請額に対し1/2以上の負担金（自主財源）があること。

- ① 20万円助成事業は自己資金を10万円以上、総額30万円以上
 - ② 10万円助成事業は自己資金を5万円以上、総額15万円以上
- ※総額とは、対象経費の合計とする。

(3) 助成は1事業に対しての金額とすること。

ただし、1つの事業テーマのもと、複数会場で分散して行うことは認める。

(4) 1つの管内体育・スポーツ協会連絡協議会及び1つの市町村体育・スポーツ協会での申請は1事業とすること。

(5) 申請した助成金額と決定する助成金額は異なる場合がある。

6. 助成対象経費

助成事業実施に要する経費のうち、次の経費を対象経費とし、これ以外の経費は認めない。

(1) 対象科目

- ① 諸謝金（講師謝金、指導者謝金）
- ② 旅費交通費（講師・運営者の交通費・宿泊費）
- ③ 消耗品費（事務用消耗品、実技消耗品、ただし備品類は認めない）
- ④ 印刷製本費（プログラム印刷費、資料印刷費…業者発注の費用のみ）
- ⑤ 通信運搬費（郵送料、メール便代、ただし電話代については認めない）
- ⑥ 手数料（振込手数料、塵芥処理手数料）
- ⑦ 賃借料（会場借上料、機材（器材）借上料）
- ⑧ 食糧費（講師・指導者・運営者昼食代、ただし懇親会費は認めない）

※宿泊を伴う事業において、少年自然の家や市町村が所有する研修施設等へ全員が宿泊する場合に限り、参加者の交通費・宿泊費・食費を対象経費として認める。

(2) 助成金の返納

次の場合は、助成金の一部及び全部を返納させることがある。

- ① 実績報告書の審査において、計上された経費が対象外となり、助成額に対する負担金の割合が1/2を下回った場合。
- ② 事業を中止した場合。

7. 事業計画書の提出と審査

- (1) 希望する団体は、毎年指定された期日（令和5年度申請事業は、令和5年2月22日（水）必着）「申請調査票（様式1：管内が提出）、事業計画書（様式2：事業主催団体が作成）、収支予算書（様式3：事業主催団体が作成）及び開催要項（事業主催団体が作成）」を提出すること。
- (2) 市町村体育・スポーツ協会が申請する場合、各管内体育・スポーツ協会連絡協議会を通じて申請すること。（別紙参照）
- (3) 3月に開催される、本会の「普及・生涯スポーツ委員会」において、提出された計画書内容を厳正に審査し、決定した管内体育・スポーツ協会連絡協議会へ通知する。
 - ① 事業数・助成金額上限については、毎年の予算状況を勘案し決定する。
 - ② 4月以降の追加申請については、3月での事業採択状況により決定する。
- (4) 事業の審査にあたり、新規事業については、この事業を実施することによる効果、継続事業については、これまで実施した事業と異なる効果について、必ず明記すること。

8. 助成金交付申請書

- (1) 交付金申請書(様式4)を事業実施1か月前までに提出すること。
- (2) 概算払いが必要な団体については、概算払申請書(様式5)を併せて提出すること。

9. 実績報告書

- (1) 実績報告書(様式6)と関係書類(事業実績書(様式7)・収支決算書(様式8))に開催要項及び事業名等の写った写真を添付し、事業完了後30日以内に提出すること。
- (2) 事業終了が3月末となる場合の報告書提出期限は令和6年4月9日(火)を期限とする。
- (3) 開催要項及び事業名の看板等は「公益財団法人北海道スポーツ協会地域スポーツ支援事業」を明記すること。

10. 実施予定事業の中止・延期について

- (1) 実施予定日前に、事業を中止・延期する場合には、理由を明記して必ず文書にて連絡すること。
- (2) 連絡がないまま事業を変更した場合、若しくは、事業が中止された場合は助成金を全額返納すること。

11. 実施にあたっての留意事項

- (1) 主催名は必ず各管内体育・スポーツ協会連絡協議会とし、証憑書類の宛名も全て各管内体育・スポーツ協会連絡協議会及び市町村体育・スポーツ協会、実行委員会等の名称で統一すること。
- (2) 各管内体育・スポーツ協会連絡協議会が主体となり、1つの事業を複数会場で行い助成金を分配し実施する場合は、管内体育・スポーツ協会連絡協議会が申請書と報告書を取りまとめるうえ、提出すること。
- (3) プロ興行等の事業は対象外とする。

12. その他

- (1) 本事業に関する様式等は本会ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 助成した事業内容は、本会各種会議及びホームページなどで団体名や事業名を公表します。
- (3) 助成した事業内容は、同内容事業は3回を限度とする。

なお、採択年数(回数)は、2018年度から数えるものとする。

生涯スポーツ課【担当：齊藤】 TEL：011-820-1706(直通) FAX：011-833-0705 Mail：shogai@hokkaido-sports.or.jp
